

高山市こども食堂等運営支援事業補助金

令和7年度改定

○補助対象者：

※以下の要件を全て満たす団体であること

- ① 高山市内の組織・団体であること
- ② 定款、会則等を備えている者であること
- ③ 当事業とその他の事業等の経費を区別し、収支を明らかにできること
- ④ 活動が公序良俗に反しないこと
- ⑤ 暴力団が関与していないこと
- ⑥ 税金の滞納をしていないこと などの条件有
- ⑦ 福祉関係機関と連携をとることが可能であること
(こども宅食のみ)

○補助対象事業の要件(主なもの)

- ① 高山市内で開設・運営をすること
- ② 支援を必要とするこどもと保護者が利用すること
- ③ 料金が無料または低額(実費相当)であること
- ④ 開始月からその年度末までの月数以上実施すること
(※回数については、特別な要件有り)
- ⑤ 保健所の指導に基づき必要な衛生管理を実施すること
- ⑥ 傷害保険に加入していること
- ⑦ 営利活動や宗教的活動、政治的活動をしないこと
- ⑧ 学習のサポートやレクリエーション活動等、安心して過ごせる環境であること (こども食堂のみ)
- ⑨ 見守り活動を伴った配達形式であること (こども宅食のみ)

○想定される主な利用者：

生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもなど
支援を必要とするこどもとその保護者

※こども食堂については、その他世帯のこどもや地域の高齢者や障がい者などが参加しても差し支えありません。こども宅食については、支援を必要とする子とその保護者に限定します。

○補助条件：

補助率	対象経費の 2/3
補助回数	補助回数の制限なし
補助 上限額	新設・拡充 150万円/1か所 既存のこども食堂 30万円/1か所 (年48回以上開催の場合 60万円/1か所)
対象経費	※こども食堂・こども宅食運営支援事業における <u>対象経費一覧参照</u>

○担当：高山市こども家庭センター
TEL 0577-35-3179

こども食堂・こども宅食運営支援事業における対象経費一覧

○「こども食堂」、「こども宅食」を運営する際に補助対象として計上が認められる経費(例)

費目	対象となる経費（例）
報償費	こども食堂やこども宅食の業務を実施したスタッフへの謝礼 等
旅費	(こども食堂)スタッフが開催場所へ行く際の交通費 (こども宅食)スタッフが家庭に食品等を配達する際の交通費 等
消耗品費	5万円以下の物品(鍋、フライパン、ボウル、洗剤、スポンジ、たわし、台ふき、菜箸、箸、お皿、スプーン、フォーク 等)
燃料費	ガソリン代、暖房用又は炊事用の燃料 等
給食費	弁当、惣菜パンなどの購入経費
印刷製本費	広報用のチラシ印刷代 等
光熱水費	電気、水道、ガスの使用量及び、暖房使用料 等
賄材料費	こども食堂やこども宅食に料理等を提供する際の食材料費 等
役務費	電話代、郵便代、小包料、運搬料、配送料 等
保険料	ボランティア保険代 等
委託料	契約を締結し他の業者に委託する経費(フードバンク等からの食材調達、定期的な仕出し弁当の調達、配送や見守り活動 等)
使用料及び賃借料	こども食堂の開催場所の使用料、食材等を倉庫賃借料等
備品購入費	比較的長期にわたり使用又は、保管できる物品(冷蔵・冷凍庫等)